

養父市農業委員会

第15回会議録

令和5年12月22日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第15回会議録

1. 開催日時 令和5年12月22日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第49号 農用地利用集積計画の承認について

議案第50号 非農地証明交付申請の承認について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（13名）

1 番 谷垣重俊	2 番 吉村英之	3 番 藤原健次	4 番 坂本光
5 番 前川章	6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満
9 番 山根達夫	10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博
13 番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（10名）

14 番 小林誠	15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見
19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	21 番 鎌谷壽三男	
22 番 上垣美由紀	23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄	

7. 欠席推進委員（2名）

18 番 谷村昭雄	25 番 米田渡
-----------	----------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦	副主幹 福垣 周作	主査 東 宏樹	主事 定岡 良樹
---------	-----------	---------	----------

事務局 : 失礼いたします。ただいまより第15回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日は、非常に寒い中朝から現地確認の委員の方、御苦勞さんでした。本日は案件が多いので、2つの班に出してもらいました。本当にありがとうございます。

ここ数日、寒い日が続いていまして、皆さん、体調管理が難しくなってきたと思います。また、本年もあと10日余りになりました。皆さん、家庭の仕事や、個人的な仕事もあり、お忙しい中ではありますけれども、農業委員会の活動もよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

事務局 : それでは、初めに会議の成立について報告をいたします。本日、出席、農業委員13名中13名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員については10名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、8番の圓山農業委員と10番の藤原義幸農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第49号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第49号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和6年1月4日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が118,622平方メートル、115筆、畑が264平方メートル、2筆、合計、118,886平方メートル、117筆です。利用権の設定を受ける戸数は57戸、設定をする戸数は36戸となっております。

次に、利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が116筆、117,454平方メートル、そのうち新規が71筆、71,687平方メートル、再設定が45筆、45,767平方メートル。賃貸借権が1筆、1,432平方メートル、全て再設定です。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、2年契約が1筆、1,409平方メートル、3

年契約が9筆、9,440平方メートル、4年契約が1筆、2,268平方メートル、5年契約が37筆、40,391平方メートル、6年契約が4筆、8,124平方メートル、8年契約が6筆、1,625平方メートル、10年契約が56筆、53,122平方メートル、11年契約が3筆、2,507平方メートルとなっております。詳細につきましては次ページ以降に記載しております。

なお、12ページ以降に記載しておりますのが、農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と耕作する者を記載しております。賃貸期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： ありがとうございます。説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第49号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第50号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 20ページを御覧ください。議案第50号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、蕨崎の土地1筆で、面積が59平方メートルです。所有者は蕨崎の方で、非農地の事由としましては、昭和48年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは25ページから29ページとなっております。

2番、蕨崎、八鹿町上網場の土地4筆で、合計面積が1,358平方メートルです。所有者は朝来市和田山町の方で、非農地の事由としましては、昭和30年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは30ページから41ページとなっております。

21ページを御覧ください。3番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が3.51平方メートルです。所有者は神戸市灘区の方で、非農地の事由としましては、平成13年頃から原野化しており、現況地目に変更をしたいとのことです。関連ペー

ジは42ページから46ページとなっております。

4番、八鹿町八木の土地3筆で、面積が534平方メートルです。所有者は八鹿町八木の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは47ページから54ページとなっております。

次のページをお願いします。5番、大屋町宮本の土地で、17筆、面積が2,601.69平方メートルです。所有者は大坪の方で、非農地の事由としましては、昭和33年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは55ページから76ページとなっております。

24ページを御覧ください。6番、大屋町須西の土地3筆で、面積が5,007平方メートルです。所有者は大阪府豊中市の方で、非農地の事由としましては、昭和48年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは77ページから89ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。
番号1番、藪崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 1番は、25ページから29ページの写真のとおり、現在、山になっています。農地に戻すのは、不可能です。ひとつよろしくをお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝、現地見てきました。現状は山林化しているので、承認をお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。周辺は全て山林化しておりますので、問題はないと思われまます。

議 長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第50号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番、薮崎、八鹿町上網場の件について、担当農業委員より説明を求めます。

最初に、2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村でございます。1番と引き続き、2番も同じ現状でございます。山と言う以外に言いようがないと思います。以上です。

議 長： 続いて、7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。場所は37ページにありますように、但馬病院から山のほうを見て向かいになります。

写真は、次のページの38ページで、現況、山になっていますので、承認お願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど担当委員の方から説明がありましたように、現地はもう山林化していますので、非農地だと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
最初に、14番、小林推進委員。

小林推進委員： 完全に山林化している状態だったので、妥当かなと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長： 続いて、19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。先ほど説明ありましたように、この辺り周辺が全て山林化しておりますので、問題はないかと思われまます。

議長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第50号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。午前中は現地確認、大変御苦労さまでした。本申請の関連ページは42ページから46ページとなっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、42ページの位置図と43ページの航空写真を御覧いただいたら、これが場所になります。国道9号線下八木の交差点を今滝寺地区方面に約200メートル上がった空き家の裏手にある農地が、今回の申請農地になります。

44ページの字限図を見ていただいたら今回の申請農地、赤丸がしてあります。八木字井口976-1、面積が3.51平方メートルになっております。今回の申請農地は、平成3年頃に今滝寺川の河川工事が行われ、そのときの残地になっております。面積も小さくて変形した部分になっております。写真を見ると分かると思いますが、申請地は河川工事後、変形田ということで手をつけずそのままの状態になっていました。平成13年には、地権者も亡くなられたということで、そのまま原野化しております。

次に、45ページになります。航空写真を見てわかると思いますが、右側に見えるのが新しい河川、写真には写っていないんですけども、左側に、この赤線の内側に古い河川の跡が残っております。その古い河川と新しい河川の間部分のここに見える荒れた農地になっています。現状として再生は難しいのではないかなと思われま。現況の地目に変更をお願いしたいということで、地域の同意も取られております。また、始末書も今回このように提出されておりますので、御審議のほうよろしく願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほど、現地を見させていただきました。45ページにある写真のとおりで、以前は田んぼをしていたようですが、今、担当委員さんが丁寧に説明されましたように、その河川の工事に伴って随分と狭くなっている状況であり、本人は今亡くなっておられるということですが、とても農業が続けてできるような状況ではありませんし、申請に上がっているとおり、非農地で適当であるというように思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中、現地確認を行いました。秋山委員、谷垣委員の説明どおりだと思いますので、審議のほうよろしく願いします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第50号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 秋山です。よろしく願いいたします。関連ページは47ページから54ページです。よろしく願いいたします。

まず、47ページ、位置図になります。国道9号線、上八木の剣大橋から県道宮垣線、約100メートル先、但馬オート駐車場裏手の水田の上の山手になります。その付近にある今回の申請農地が48ページの全景写真になっております。

それから、字限図が49ページと50ページにも記載されております。

また、51ページから53ページが現況写真になっております。平成元年の10月頃までは一部耕作は行われていたと聞いております。今現在、見てのとおり、水利面や、獣害がひどくてなかなか手を焼いておられたようで、休耕状態になっています。その間に山林化してしまったということで、今回申請したようです。今後、この農地を復旧するのは、無理な状態かなと、また位置的にも非常に営農しにくい場所にもなっております。現状の地目への変更が妥当かと思われれます。同意を得られており、始末書も提出されておりますので、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村でございます。今、担当委員の詳しい説明がありましたとおり、何よりも、日当たりがすごく悪く10時になっても日が差さないというような状況でした。まあ、何分にも利便性に欠けておるといふことと、土地柄、作業がしにくい、また、年取っておられる方だったら余計のこと、農地として活用するのは少し無理だろうといふような判断をしておりますし、基盤整備からも除外されてる土地でございます。ひとつよろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。先ほどの秋山委員の説明どおりでございますし、耕作放棄してから約35年たつんですかね。現況は太い雑木が生えたりしておりますので、元に戻すといふようなことはなかなか難しいんじゃないかと思ひますので、審議よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第50号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の大屋町宮本の件について、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。本日は、現地調査班の皆さん、大変寒い中、お疲れさまでした。

今回、私が担当する非農地申請が2件あります。5番の大屋町宮本の申請地の説明させていただきます。

まず、55ページを御覧ください。当該申請地は、写真の左に見える県道6号養父宍粟線、上側が養父、八鹿方面で、下側が明延、宍粟方面です。県道のそばにある宮本バス停から、県道279号、森大屋線、写真では右側ですね、右側に3キロメートル入ったところに位置し、行政区は大屋町宮本となっています。当区では岩井と呼んでいます。以前、この地には炭焼きや養蚕を主としてなりわいを立てていた10軒ほどの集落がありました。六十数年前からここを離れる方が増えて、昭和45年には、最後の住民世帯が離れてから無人の地となったところでございます。跡地はもう、道路の拡幅工事とか残土で埋もれて見えません。

本件、非農地証明の申請箇所ですが、申請者が65年前にこの地を離れる際に、将来木材が高く売れるとのことから、畑に杉やヒノキを植林されたようです。申請地は55ページの航空写真、赤丸3か所、周辺に、資料56ページから75ページの航空写真、字限図、現況写真のとおり、合計17筆が点在しています。1筆ずつ説明すべきですが、申請箇所に行くのが困難、また、現状、字限図による境界説明もできないため、全箇所航空写真にてまとめて説明しますので、御了承願います。

まず、航空写真の56ページから、それに59ページ、64ページ、67ページ、70ページ、73ページと見ていただきまして、それと、現況写真、字限図と照らし合わせてください。航空写真で見ると、六十数年前に当地を離れる際に植林した樹木が大きくなって、完全に山林化して農地への復元は不可能な状況になっているのが見て分かると思います。

76ページの始末書には、届出が必要なことを全く知らなかったとあり、今回、現況の地目に合わせるため、非農地証明の申請があったものです。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。よろしくお願ひします。先ほど、坂本委員から説明があつたとおり、本当にもう、山でした。畑に戻ることは無理だろうなと思ひました。よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明も求めます。
21番、鎌谷推進委員。

鎌谷推進委員： 推進委員の鎌谷です。現状は、先ほど坂本委員並びに濱田農業委員の説明どおりでございます。見たとおり、山林化して問題ないと思ひます。ひとつよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第50号の5番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番の大屋町須西の件について、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 続きまして、大屋町須西の申請地について説明します。

まずは78ページの航空写真を御覧ください。当地は、写真真ん中に見える県道6号、養父宍粟線が東西に走る大屋町須西区です。当地でも昔は養蚕農家が多く、田んぼでは米や麦、水が引けない箇所では畑作、山には桑畑が点在していたようです。申請地は、当地3箇所、3筆です。

77ページから80ページを御覧ください。須西字方田18番の1です。山の中腹に位置して、現地に行くことが困難であることから、下から見てきました。もともとは桑畑だったものと推測しますが、明らかに山林化していました。

次に、81ページから84ページを御覧ください。須西字下モ山28番の4ですが、山の裾野で斜面上の箇所に位置しています。植林で大きくなった杉や雑木が分

かると思います。ここも桑か栗を植えていたと推測されます。

次に、85ページから88ページを御覧ください。須西字向山234番です。住宅地から明延川を越えた対岸に位置しており、畑に行くためには、以前は橋があったと推測しています。この地も、植林や雑木が大きくなっているのが見えると思います。

89ページの始末書によると、申請者の父が昭和40年代に大阪市内に就職して移住、平成6年に他界されたために詳しいことは不明ですが、祖父母もしくは親戚の方が管理する中で植林したものと、申請者自身は推測されています。3箇所とも付近の見取図や航空写真、現況写真から判断しても完全に森林化しており、農地への復元はまず不可能な状況となっているのが見て分かると思います。今回、現況の地目に合わすため、非農地証明の申請があったものです。よろしくをお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくをお願いします。午前中に現地確認、行ってまいりました。先ほど説明いただきました坂本委員の説明で相違ありません。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
21番、鎌谷推進委員。

鎌谷推進委員： 推進委員の鎌谷です。よろしくをお願いします。先ほど、坂本委員、圓山委員の説明どおりでございます。完全に山林化しておるような状態でした。以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第50号の6番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

た。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 90ページを御覧ください。報告①農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町八木の土地1筆で209平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人も八鹿町の八木の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月2日、許可日が11月15日となっています。

2番、吉井の土地4筆で2,538平方メートルです。譲受人は吉井の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が11月21日、許可日が11月30日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 91ページを御覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

報告1番、申請場所は八鹿町高柳の土地8筆で1,382.69平方メートルです。申請人は京都府福知山市の方です。取得した日が令和5年1月3日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙1のとおり、92ページになります。

2番、申請場所は養父市場の土地12筆で4,164平方メートルです。申請人は養父市場の方です。取得した日が令和5年11月21日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙2のとおり、93ページになります。

3番、申請場所は八鹿町浅間と八鹿町宿南の土地2筆で1,708平方メートルです。申請人は八鹿町伊佐の方です。取得した日が令和5年11月20日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
本日は慎重審議ありがとうございました。
以上で第15回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 圓 山 満

署名委員 藤 原 義 幸